

日本年金機構からのお知らせ

厚生年金保険の「標準報酬月額」の上限が改定されました

- 令和2年9月1日より、厚生年金保険の標準報酬月額の最高等級（第31級・62万円）に新たな等級（65万円）が追加されました。今回の上限改定にともない、新たな等級（65万円）に該当する方には、日本年金機構から事業主さま宛てに今月末ごろより「標準報酬月額改定通知書」を送付いたします。

【改定前】			【改定後】			
月額等級	標準報酬月額	報酬月額	一般・坑内員・船員 (厚生年金基金加入員を除く)		報酬月額	
			全額	被保険者負担分(折半額)		
第31級	620,000円	605,000円以上	18.300%	9.150%	113,460円	
第31級	620,000円	605,000円以上	113,460円	56,730円	605,000円以上 635,000円未満	
第32級	650,000円	635,000円以上	118,950円	59,475円	635,000円以上	

※ 厚生年金基金加入員の方は保険料率が異なりますのでご注意ください。

- また、この改定により、令和2年9月に適用される標準報酬月額と実際に被保険者が受けている報酬との間に大きな乖離が生じるケースにおいては、事業主さまからの届出により、標準報酬月額の特例的な改定を行うことができます。

※ 詳しい取扱いと新しい厚生年金保険料額表は、日本年金機構のホームページの「大切なお知らせ」から「厚生年金保険の標準報酬月額上限の改定」をご確認ください。

「標準報酬月額」を従業員にお知らせください

日本年金機構では、事業主の皆さまから提出された「資格取得届」、「算定基礎届」や「標準報酬月額変更届」等により、被保険者（従業員）の皆さまの「標準報酬月額」を決定します。決定（または改定）した「標準報酬月額」は、「標準報酬月額決定（改定）通知書」等により、事業主の皆さまへ通知しています。

「標準報酬月額」は、毎月の保険料や将来受け取る年金額の計算の基礎となる重要なものですので、通知を受けた事業主の皆さまは、被保険者（従業員）に必ずお知らせください。また、給与から標準報酬月額にかかる保険料を、賞与から標準賞与額にかかる保険料を控除するときは、その控除額を被保険者（従業員）にお知らせください。

新たに入社された方へ、国民年金口座振替辞退手続きの周知にご協力ください

就職したことにより、国民年金第1号被保険者が厚生年金保険に加入となった場合、国民年金保険料の口座振替は停止となりますが、厚生年金保険の加入手続きの時期によっては、就職した月以降の国民年金保険料が引き落とされる場合があります。

なお、「国民年金保険料 口座振替辞退申出書」を速やかにご提出いただくことで、口座引き落としを停止できる場合があります。新たに入社・厚生年金保険に加入される方に対し、お手続きの周知をお願いします。

<https://www.nenkin.go.jp/>

◆従業員への標準報酬月額のお知らせはお済みですか？

事業主の方は、「標準報酬月額」決定の通知があった場合は、その内容を速やかに被保険者または被保険者であった方に通知しなければなりません。

「標準報酬月額」の決定通知は、資格取得時や定時決定時、随時改定時に日本年金機構から事業主あてに送付されます。

「標準報酬月額」は毎月の保険料や将来の年金額計算の基礎となる重要なものですので、被保険者の皆さまに必ず通知していただきますようお願いします。

通知方法は任意ですが、文書での通知様式の例を下記のとおりお示しますので、ご活用ください。

例示

健康保険・厚生年金保険
標準報酬月額及び標準賞与額等の通知書(被保険者用)

		氏名			
<input type="checkbox"/>	資格取得時の決定	令和 年 月 日	標準報酬月額(健保)	(厚年)	千円
<input type="checkbox"/>	定時決定	令和 年 月	従前の標準報酬月額(健保)	(厚年)	千円
			決定後の標準報酬月額(健保)	(厚年)	
<input type="checkbox"/>	随時改定	令和 年 月	従前の標準報酬月額(健保)	(厚年)	千円
			改定後の標準報酬月額(健保)	(厚年)	
<input type="checkbox"/>	賞与支払時の決定	令和 年 月 日	標準賞与額(健保)	(厚年)	千円
<input type="checkbox"/>	資格喪失日	令和 年 月 日			

このたび上記チェック項目のとおり、日本年金機構より決定通知されましたのでお知らせします。

※標準報酬月額及び標準賞与額等を決定する時期は…
 ・資格取得時の決定…資格取得時(入社)し被保険者となった場合
 ・定時決定…毎年9月(毎年4、5、6月の報酬を基に決定)
 ・随時改定…報酬が大幅に変動した場合(変動月以後3ヶ月の報酬の平均額が従前の標準報酬月額と比べて2等級以上の差が生じたときに改定)
 ・賞与支払時の決定…賞与を支払った場合(賞与支払額から1,000円未満の端数を切り捨てて決定)
 ・資格喪失日…退職日の翌日

令和 年 月 日 事業所所在地 _____
 事業所名称 _____
 事業主氏名 _____

◆給与からの保険料控除額は正しいですか？

厚生年金保険料の額は、事業主と被保険者で半分ずつ負担し、被保険者分については給与から控除することができるとされていますが、その控除額が誤っているものが見受けられることがあります。

保険料額が変更されるのは、次の3つの場合ですのでご注意ください。

- ①算定基礎届により標準報酬月額が変更されたとき
- ②月額変更届により標準報酬月額が変更されたとき
- ③保険料率等が改定されたとき
(令和2年9月1日より厚生年金保険の標準報酬月額の最高等級上限が引き上げられます。)

このように、標準報酬月額または保険料率が改定された時は、給与から控除する保険料額の見直しが必要となります。保険料額の確認や見直しには、日本年金機構のホームページもしくは、保険料率改定時のリーフレットをご利用ください。

詳しくは年金事務所にご相談ください。